

別表 3 (判定料金一覧表)

モデル建物法

(単位:円 消費税込み)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表 4 による)		
	A種	B種	C種
1,000 未満	121,000	77,000	60,500
1,000～2,000 未満	143,000	88,000	77,000
2,000 ～3,000未満	176,000	110,000	88,000
3,000 ～4,000未満	198,000	132,000	99,000
4,000 ～5,000未満	220,000	165,000	110,000
5,000 ～10,000未満	264,000	198,000	121,000
10,000 超	別途見積	別途見積	別途見積

標準入力法 (主要室入力法を含む)

(単位:円 消費税込み)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表 4 による)		
	A種	B種	C種
1,000 未満	198,000	132,000	110,000
1,000～2,000 未満	264,000	165,000	143,000
2,000 ～3,000未満	308,000	198,000	154,000
3,000 ～4,000未満	352,000	242,000	170,500
4,000 ～5,000未満	385,000	297,000	192,500
5,000 ～10,000未満	495,000	363,000	214,500
10,000 超	別途見積	別途見積	別途見積

注

1. 表の延べ面積は、建築基準法の規定により算定する
2. 一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数ある場合は、棟ごとの料金の合計とする
3. 計画変更及び軽微変更該当証明書の申請手数料は上記料金の 2 分の 1 の額とする
ただし、計算方法を変更及び直前の判定を他機関で受けている場合は上表の料金とする
4. 既存建築物において、改修前後の判定審査を行う場合は、1.5 倍を乗じた判定審査料金とする
5. 判定書を再発行する場合は 1 通につき 11,000 円 (消費税込) とする
6. 一つの棟に用途分類が A 種と B 種・C種がある場合は A 種、B種にC種がある場合はB種
7. 複合建築物 (住宅部分と非住宅部分を有する建築物) の場合、非住宅部分により料金を算定する。なお、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として 11,000 円 (税込) × 送付対象棟数を徴収 する
8. 増改築の場合は既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する
9. モデル建物法において複数モデルを使用する場合、使用するモデル数に応じ別途追加手数料が発生します

別表 4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190
	児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192
	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
B種	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))	08650	

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舎	08040
	下宿	08050
要相談	その他	08990